

熊谷市立荒川中学校同窓会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、熊谷市立荒川中学校同窓会と称し、事務局を熊谷市立荒川中学校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、熊谷市立荒川中学校の充実発展に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業を行う。
- (2) 熊谷市立荒川中学校の施設・設備充実等に対する援助を行う。
- (3) 熊谷市立荒川中学校からの各種諮問に応じる。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第3章 組織

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 卒業生又は、在籍したもので会長が承認した者。
- (2) 現職員及び旧職員
- (3) 役員会で推薦され承認された者。

第4章 役員

第5条 本会に、次の役員を置くことができる。

会長	1名	副会長	若干名	理事	若干名	監事	2名
幹事	若干名	学年幹事	各学年毎	顧問	若干名	相談役	若干名

第5章 役員を選出

第6条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・顧問・理事及び幹事は、役員会において選任する。
- (2) 校長は、顧問とし、教頭・事務職員を幹事に委嘱する。
- (3) 監事は、会員の中から会長が委嘱する。

第6章 役員任期

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 役員任務

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を分担し、本会の事業の推進を図る。
- (4) 監事は、事業及び会計を監査する。
- (5) 幹事は、庶務及び会計を掌る。
- (6) 学年幹事は、各卒業年度の会員相互の連絡調整を図る。
- (7) 相談役は、会の運営等に関する助言を行う。

第8章 会議

第9条 本会の会議は、役員会を年1回開催し、次の事案を議決する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。また、役員会の決定をもって総会に代えることができる。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 役員選任
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第9章 議決方法

第10条 事案は、出席者の過半数をもって議決する。但し、可否同数の場合は、会長の決定をもって会議の議決とする。

第10章 その他の会議

第11条 会長は、必要に応じて会長・副会長・理事・幹事を招集することができる。

第11章 会計

第12条 本会の会計は、同窓会費と寄付金、その他をもって運営する。

第13条 同窓会費は、1,000円とする。

第14条 会計の年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

- 1 本会則に定めるほか、必要事項及び施行規則等は、会長が定める。
- 2 本会は昭和43年9月20日に発会し、本会則を平成24年10月5日に定める。
- 3 本会則を平成25年12月19日に改訂する。